

令和5年度第2回

神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

令和5年9月6日（水）

神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課

午後1時00分 開会

○高見副課長 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

本日は委員9名のうち6名の委員が会場で、2名の委員がリモートでの御出席となっております。なお、天野委員におかれましては、職務上の御都合により13時30分頃一旦退室されまして、14時頃に再度入室されるということです。また、山本委員におかれましては、14時頃からオンライン参加される予定となっております。

なお、本日、植田委員におかれましては御欠席となります。

以降の進行につきましては、要綱の規定により太田座長にお願いしたいと思います。

太田座長、どうぞよろしくお願いたします。

○太田座長 皆様、こんにちは。

お手元の次第に従いまして会議を進行してまいりたいと思います。

前回、第1回検討委員会でも御承認いただきましたように、会議及び会議録は公開としまして、発言者につきましても公開するとともに、委員会の傍聴を認めることにしたいと思います。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○五十嵐主幹 いらっしゃいません。

○太田座長 分かりました。

マイクが割れているようですが、勝島委員、ちゃんと聞こえていますでしょうか。

○勝島委員 聞こえております。ありがとうございます。

○太田座長 それでは、本日の会議は傍聴者なしということで進めてまいりたいと思います。

まず、議題(1)犯罪被害者等支援推進計画改定の方向性について、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○橋本主任主事 資料1、2により説明。

○五十嵐主幹 資料3、4により説明。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から質問や御意見を頂戴したいと思いますが、今後の方向性についての御意見はこの後、トピックごとに分けて伺いたいと思いますので、まずは今、事務局から御説明いただいた中から最初のパブリックコメントと、資料2の中の特に今後の方向性はこの後、お伺いするので、これまでの実施状況や評価について質問や確認したいことがあればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○天野委員 説明ありがとうございます。

もし前回の説明にあつたら申し訳ないんですけども、資料2の2ページの実施状況、「かならいん」の基幹病院における証拠採取の実施はまだ1年たっていないと始まったばかりというところですが、実績を教えてくださいたいと思います。

○佐藤主幹 御質問ありがとうございます。

「かならいん」の証拠採取は昨年10月から開始いたしまして、件数としては数件実績がございます。

○天野委員 ありがとうございます。

「かならいん」は24時間受け付けていて、証拠採取への同行等もされているわけですね。それは時間帯というか、なぜ聞きたいかというのと、「かならいん」と基幹病院との連携型なので、タイムラグというか、被害に遭った直後に連絡してすぐ行けるのが病院拠点型のいいところだと思うんですけども、「かならいん」も24時間型なので、そういった連絡が入ってすぐに病院を手配して……。その辺の実際のところを伺いたいと思いました。

○佐藤主幹 「かならいん」は24時間365日受け付けておりますが、今、証拠採取は基幹病院のほうで平日・日中での対応となっております、その中でお連れして、御協力いただいている状況です。

○天野委員 平日・日中しか病院で対応できないとなると、そこからちょっとずれてしまった方はどうされているんですか。

○佐藤主幹 証拠採取については、今のところ基幹病院が1箇所なので、対応できる範囲でということになります。証拠採取ということであれば、まず第一義的には警察を御案内しますけれども、躊躇されている方ということであれば、その時間枠の中で対応していただいている。

ただ、お連れしていて、平日・日中とはいえ、夜にかかってしまうことはございます。

○天野委員 ありがとうございます。

○太田座長 ほか、いかがでございましょうか。

○伊藤委員 御説明ありがとうございます。

パブリックコメントのことでちょっとお尋ねします。

これは意見募集が終わって、このような形でまとめられたばかりというところかなと思いました。A B C D E Fということになりやすくおまとめいただいて、特にAに関しては、今後の取組の中に入れていきたいということよろしいでしょうか。

今の段階で、どんな形で入れていくつもりなのかある程度分かっていたら、教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○五十嵐主幹 Aについては、もちろん取組を検討していくところではありますが、例えば検討委員会の御意見ですとか、これから予算編成や、議会がありますので、その中で具体的にどうするかを検討しながら進めていくことを考えているところです。

○伊藤委員 ということは、この41件の中でAがついたものについては、入れていく可能性が高いよ、検討していくよという理解でよろしいでしょうか。

○橋本主任主事 県として、新しい推進計画に入れる方向で前向きに検討していくものをAにさせていただいております。

○伊藤委員 多分、市民の方たちは一生懸命これに応募して、自分たちの意見がどう反映されるのか関心を持っておられると思うので、41件のうち9件だけれども、

しっかり反映させたよということが見えてくるといいのかなと思います。

○橋本主任主事 ありがとうございます。

今回の県民意見を反映して計画案を作成いたしましたして、第3回、第4回と御議論いただきまして、第4回検討委員会で御議論いただきます計画素案については、12月18日頃から、改めてパブリックコメントを実施予定です。次のパブリックコメントの結果を反映した案を、第5回検討委員会で改めて皆様に御議論いただき、最終案を作成するといったスケジュールを予定しております。

○勝島委員 資料3の中で「かならいん」に関して、小児科とか子どもというキーワードが出ているんですけども、私もこの間二、三件、弁護士の先生から子ども関連の御相談を受けていて、いろいろな情報を集めるために児童相談所関連の方々に相談したことがあります。何かちょっとじっくり話が通じない部分が多くて、具体的なことはここでは申し上げないでおきますけれども、児童相談所も神奈川県所管の部分と横浜、川崎、相模原それぞれ別々にありますけれども、児童相談所の連携とか、何らかのつながりを持っていただいて情報交換とか、相談事についてどうつなげていったらいいのか等、相談できるような体制づくりをしていただけるとありがたいのかなと考えているところです。

県内でなかなかうまくいかなかったので、結局は東京の児童相談所関連の方に御相談した経緯もあって、東京方面の方には相談に乗っていただけたのに神奈川県ではいま一つというのはちょっと心細いところがありますので、ぜひ今後、何かつながりができるようにしていただくとありがたいかなと思っていますところ。

これは質問ではなく、要望というんでしょうかね、同じ県の組織ということで、何らかの形でやっていただけるとありがたいです。

○太田座長 勝島委員、それは親による虐待ということではよろしいでしょうか。案件としては。

○勝島委員 親のケースもありますし、相手も未成年者というケースもありました。児童相談所の人たちも忙しいので、やってくれということではなく、何か知っているノウハウとかつながり等、相談に乗っていただけると非常にありがたいかなというところです。

○太田座長 分かりました。

親による虐待と、それから、未成年者ということは要保護児童ということでも対象になっているわけですね。

○勝島委員 はい。

○太田座長 これについて県のほうとの連携と、それから最近、警察が児童相談所との連携を深めていると思うんですけども、児童相談所との連携について、何か情報があればお願いいたします。

○佐藤主幹 まずは県からお答えいたします。

児童相談所とは犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議等で連携を取らせていただいておりますし、実際の案件があった場合には児童相談所にも連絡させていただいたり、おつなぎしたりということもありますし、つないでいただいたりといった体制は取っております。先生にいただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。

きたいと思います。

○太田座長 県警は、いかがでしょうか。今、警察官の身分のまま児童相談所に職員を配置するケースは非常に多いと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中嶋室長 県警では、昨年春から児童相談所への出向・派遣者を警部2人、警部補1人増員し、警部3人、警部補1人の計4名を出向・派遣することで、児童相談所との情報共有の強化を図っています。

○太田座長 少年サポートセンターは、いかがでしょうか。少年サポートセンターは被害児童の支援を担当することになっていると思うんですけれども、多分神奈川県にも10か所か何か、東京はたしか8か所でしたか——あると思いますが、被害児童の支援については、児童相談所との連携みたいな話はあるのでしょうか。

○中嶋室長 少年育成課では、少年相談・保護センターを県内に8方面事務所を設け、少年の非行や犯罪被害者等の相談を受けています。

○太田座長 勝島委員から御報告いただいたケースもあるわけですので、恐らく今後、県と児相と警察との連携はさらに重要になるかと思えます。

勝島委員、今の点でよろしいでしょうか。取りあえず。

○勝島委員 今の話を伺っていて、被害があったとき初期の段階は、警察と児相との連携は多分うまくできていると思うんですけれども、一定程度過ぎてからのことで、児相がもう関わりを離れる頃の問題がいろいろあるような——ここで具体的なことは申し上げませんが、子どもへの被害があったときに、初期だけではなく中期・長期的なところとか、裁判の関係とか、そういったことにつきましても児童相談所も一緒に考えていただくとありがたいなところなんです。

多分、今の話でも、初期のことはかなり連携できていると思います。

○太田座長 川崎市はいかがでしょう。川崎も児相があるかと思えますが。

○山根委員 把握している限り、実績として児相から直接市に相談が来るとか連絡が来るといったことはあまり聞いたことなく、やはり警察から直接連絡が来て、支援につなげるといったパターンが多い。児相から情報提供いただいた上でこちらから動くというよりも、まず警察から正確な情報、被害者の方の情報をいただいて動くパターンが多いと認識しております。

○太田座長 そうですね、児童相談所の対象になるような被害児童の場合、どちらかというところ児童福祉司さんが対応されて、その後、親子分離して施設に委託した場合には児童養護施設のほうに対応していくみたいな形で、被害児童としての支援みたいな形で県の被害者支援の部署とか少年サポートセンターが関わっていくことはあまりなかったと思います。恐らく今後、先ほど勝島委員がおっしゃったような長期的な支援も必要になるのかもしれないという印象を持ちました。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

私から1点確認をよろしいでしょうか。

パブリックコメントでも、やはり県と市町村との関係とか、市町村間の格差みたいな意見が出ております。そこで、前回も話題になりましたけれども、まず、神奈川県被害者支援連絡協議会については、条例を持っていないようなところも全て参

加しておられるとすると、条例のない市町村だと情報共有したものが各市町村に持ち帰られてどのように扱われているか分かりませんが、具体的にどういうことをやられているのでしょうか。

それから、この間、横浜市を含めて条例を持っている幾つかの自治体の集まりが同じ日にあったということですのでけれども、あそこには、あくまでも条例を持っているところしか参加されていないわけですね。あの集まりは恒常的なものになっているのかどうかお聞かせいただければと思います。

○橋本主任主事 県が主催しておりますのは、協議会という形ではありませんが、各市町村の総合的対応窓口の所管課は決まっておりますので、年に2回、条例の有無にかかわらず市町村主管課長会議と市町村実務担当会議を例年実施しております。実務担当者会議や主管課長会議では、その年に条例を制定した市町村の取組を御紹介したり、条例を始めて1年経った市町村に、実績や1年間実施してみたの課題等をお話いただき、県内市町村間で共有することによって、条例の有無にかかわらず、県から条例制定に向けた取組を後押ししています。

○太田座長 連絡協議会という形ではないんですか。何かその説明が報告書の中でも上がっているんですが。神奈川県被害者支援連絡協議会における対応みたいな記述がありますけれども。

○橋本主任主事 神奈川県被害者支援連絡協議会は県警被害者支援室が事務局になっておりますので、県警から御回答させていただきます。

○中嶋室長 事務局は、県警察で行っています。神奈川県被害者支援連絡協議会は、年に1度定期総会を行っており、関係機関・団体の会員の方々に、前年の被害者支援に関する活動状況等について報告等を行い、会員相互の連携強化を図っています。

○太田座長 では、支援連絡協議会は警察のほうで取りまとめられて、課長会議と実務担当者会議は、県でやられている。

○橋本主任主事 33市町村にご参加いただいております。

○太田座長 いずれも、条例とか制度を持っていないところも取りあえず窓口があったりするんで、取りあえず集まっていたいただいてその内容を聞いているということですね。

○橋本主任主事 はい。

○太田座長 条例のない自治体は、それを持ち帰って、どうされているのでしょうか。そういうことまで議論されたことはございませんでしょうか。担当者が聞いて、それで終わりでしょうか。

○橋本主任主事 市町村に持ち帰られた後の話は、川崎市さんや茅ヶ崎市さんに聞いていただいたほうが。

○太田座長 制度があるところはいいんですけれども、制度がないところのほうが圧倒的に多いですし、それでも担当者を一応決められているわけですよ。その方が来られて話を聞いて、その方は勉強になるでしょうけれども、それを踏まえて、では、自治体に帰ってどうなっているのかフォローアップはされているのかどうかということです。

○中嶋室長 フォローアップは、していません。

○橋本主任主事 条例制定に向けて動かれている市町村はございますので、そういった検討——もちろん制定が決まっているわけではないんですけれども、検討材料として県のサポートステーションの実績を御提供したりですとかは随時しております。また、前回の検討委員会でお話ししたとおり、県警被害者支援室と県の犯罪被害者支援担当課長で条例未制定の市町村を訪問して条例制定の呼びかけをしております。随時市町村の御相談に対応しております。

ただ、一方で、今、警察庁から地方公共団体における犯罪被害者等施策の現状調査が実施されているところでして、現時点でご回答いただいた市町村の回答を見ますと、やはり小さい市町村では担当者が少なく、そこまでとても手が回る状況ではないといった回答も見受けられます。やはり県としては市町村の条例制定について指示はできませんので、もちろん制定したいという市町村の取組は後押ししておりますけれども、呼びかけることに止まっているような状況であります。

○太田座長 ありがとうございます。

その集まりは恒常的なもので、定期的集まられていろいろな情報交換等をされているのでしょうか。

○山根委員 私が報告を受けた限りでは、担当者間での情報共有、支援内容についてもそれぞれの自治体間で少し差がありますので、そこら辺の認識ですね。そこから支援の充実を図るための情報交換を行ったと聞いております。

ただ、ほとんど支援条例を持っているところが参加していたようですので、今の既存の支援施策を今後どう充実していくかという観点で、担当者間で集まって「川崎市はこうだけど横浜市さんどうやっているの」とか、そういった意見交換をしたということで、まだ支援制度を持っていないところがヒントになるというよりも、これからさらに発展させていくためにどうするかという議論が中心だったと聞いております。

○太田座長 ありがとうございます。

では、持っているところはますます高みを目指しているけれども、置いてきぼりになっているところはますます格差が開いているという感じでございますね。

この点で伊藤委員、何かございますか。自治体の格差の問題とか、大丈夫でしょうか。

○伊藤委員 先ほどアンケートの御説明がありましたけれども、今、正に警察庁では地方の被害者支援を充実させようということで各自治体にアンケートをお願いしているところなんですね。アンケートの結果が出ましたら、今、出てきたような格差の問題等は全国レベルで明らかになってくると思いますので、どんな解決策があるか、あるいは国としてどんな応援の仕方があるか検討されていくことになると思います。

回答のお願いをしているアンケートはとても詳しい、細かい内容で恐縮ですが、御協力のほどよろしく願いいたします。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、これ以外の件で何かございますでしょうか。

よろしければ、御説明いただいたパブリックコメントと今後の方向性の中での実

施状況や評価に関する御質問は一応以上とさせていただいて、これから残りの時間で今後の改定の方向性について、いろいろなテーマがありますので、大きく3つに分けて御意見を伺っていかうと思います。

分かりやすいのは、資料4ですかね。資料4のIVに具体的な取組として、施策の基本方向1として総合的支援体制というテーマ、2として日常生活支援というテーマ、それから基本方向3と4、要するに県民の理解促進と人材育成がありますけれども、この1、2、それから3と4をまとめて、3つに分けて順番に御意見を伺っていかうと思います。

まず、総合的支援体制の充実です。今の市町村との関係とか市町村間の格差の是正も含めまして、支援体制の充実に関しまして御質問や御意見がありましたら頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

特にございませんでしょうか。恐らくこれは今回の国の施策で非常に重要なテーマの1つになっているところです。今、茅ヶ崎市とか川崎市さんのほうでは施策をどんどん進めていらっしゃいますけれども、神奈川県ではまだまだ条例や制度を持っていない自治体も多いものですから、これまでのような情報提供とか啓蒙だけでは条例制定や制度の充実の促進が進まない現実があります。今後どうしていくべきかこれから来年5月にかけて国で検討されるわけがありますけれども、神奈川県もその問題を抱えている県の1つでございませんで、これをどうしていけばよいかについて御意見等あれば頂戴したいと思ひますけれども、いかがでございませんでしょうか。特に市のほうからはいかがでございませんでしょうか。

○押切委員 茅ヶ崎市の押切です。よろしくお願ひします。

広報や周知の件ですが、パブリックコメントにおいても、幾つかの御意見がありますが、多くの県民に、相談できる窓口があることを知ってもらうことがすごく大事だと思ひます。

今後も県が中心となって、条例が制定されていない市町村も含めて、市町村を巻き込んでの広報活動を行っていただきたいと思ひます。例えば、犯罪被害者週間が12月頃にありますが、県内の市町村で一斉にホームページや広報紙など、市町村も巻き込んでの周知を県が中心となって行っていただきたいと思ひます。

○太田座長 持っていない市町村も含めて広報を行うということではございませんでね。もしくは順番に持ち回りで、生命のメッセージ展みたいなものを順番にやっていくのもいいかもしれませんでね。

ほかに何かございませんでか。

○渡邊委員 第1回するときにも言ったんですけども、横浜、川崎、相模原、この辺は政令市ということで、市としても財政的にも非常に余裕があるんでしょけれど、対人援助の専門職を採用している。川崎市さんも条例制定してから1人だけ専門職を期間雇用で採用している。それが今年からもう一人増えた。相模原市さんも4月から条例が施行されて、警察OBの方が相談員として期間雇用で来てくれた、非常にいい方が来たということで喜んでいられるというのがあるんですけども、そのように、大きいところは財政的に余裕——があるのかどうか分かりませんでけれども、期間雇用でそういう方を採用できる。ところが、小さい市町村になると恐らくそれ

は財政的に無理だと思っんですよね。ですから、そういうところの相談や、あるいはそういうところと連携して支援に当たるために、県に対人援助の専門職を置いていただきたいというのが1つなんですよね。

やはり日常生活支援という市町村がメインになってくると思っんですよ。保健とか医療とか福祉のサービス、こういういろいろな制度を持っているのは市町村ですから。ですから、そこに犯罪被害者でも利用できる制度をどうやって当てはめていくか。どうしてもそれが当てはまらない場合には、犯罪被害者が利用できる制度をつくってもらおう。それにはやはり条例ということになると、今は警察が結構、神奈川県はもうやっていただいているとは思いますが、よその県の話を見ると警察が一生懸命自治体を回って条例制定の後押しをしているということで、私も被害者が創る条例研究会も「すべてのまちに被害者条例を」というブックレットを出しているんですけども、それが昨年度、第5版を出して、各県警からそれを送ってほしいという要望が結構来ているんですよね。ですから、犯罪被害者施策が警察庁に移った一番のメリットはそこかなと思っっているんですけども。

本来だったら、もうちょっと警察庁に力があって、各省庁にバンと指令が出せるような立場にあればいいんですけども、なかなか警察庁もそこまでいっていない。ただ、今回、自民党の提言を受けて、警察庁としても司令塔として強化するというので、人員的にも予算的にも非常にそれを充実させると言ってくれているので、そういう点では少しは変わっていくかなと思っんですけども。

やはり県と市町村の連携強化は非常に大切だと思っんですよね。神奈川県の場合は特にサポートステーションがあるんですけども、その3者というか——そうですね、県も県警察も神奈川被害者支援センターも日常生活支援まではなかなか手が回らない。警察は犯人逮捕が第一ですから、今は犯罪被害者支援にも結構力を入れていただいているという話を聞きますけれども、やはり日常生活支援は市町村がメインになってやる必要があると思っるので、県がそれを後押しできるようなシステムをつくっていただきたいと思っます。

よろしくお願ひします。

○太田座長 ありがとうございます。

市町村の格差是正、県と市町村との連携促進について、ほかに何かございますでしょうか。

○山根委員 ちょっと情報提供といいますか、実例として挙げさせていただければと思っんですけども、今年5月24日に警察庁が主催しまして、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議というのがありまして、それは警察庁がやっていることなので、全国の都道府県と政令指定都市が集まって。その中には当然特化条例を制定されているところとされていないところが集まって、その中でグループワークをやりました。

特化条例を制定している自治体と、していない自治体がいろいろ意見交換する中で、特化条例制定に当たってどこがハードルになっているのかという、ない市町村の意見なども聞くことができました。例えば財政部門との調整が難航しているとか、市と県の役割分担で市町村間の調整に苦勞しているといったいろいろな自治体の声

を聞くことができまして、要望というわけでもないんですが、やはり県の担当者さんに負担をかけるつもりもないんですけども、そういう検討会議の中で、そういう手法を含めて御検討いただいて、制定に当たって何がハードルになっているのかとか、逆に制定しているところであれば制定に至るスキームみたいなものをうまく共有して、意見交換することで少しでもお互いにヒントとか、情報交換をする中で促進を図ればそういうやり方もいいのかなとちょっと思ったので、情報提供ということで述べさせていただきます。

○太田座長 ありがとうございます。

せっかく連絡協議会と課長会議とかそういったものがあるならば、そこを使って何かもう少し、単なる情報提供だけではなくもう少し、いろいろな市町村が制度の策定に向けて動き出せるような形での取組ができないのかなと思ったものですから先ほど質問させていただいたんですが、今、お話を伺っても、やはりそういうふうに条例等を持っているところと持っていないところがグループワークみたいに、例えば神奈川県でも川崎市さんが持っていない市町村の担当者と一緒に苦勞話をされるとか、いろいろな経験談をして「そういう形で進めていけばいいのか」とか、予算的にはこういうことをやったとか、部門間の調整ではこういうところで苦勞したみたいな話をすると、多分具体的なイメージができるのかなと思います。

○山根委員 いろいろなどころの意見とか話を聞いて、おもしろかったです。

○太田座長 それは制度の大改革をしなくてもできることだと思いますので、今後この計画の見直しのところでも、連絡協議会や課長会議、主管課会議ですか、こういったものを通じての市町村の格差是正に向けた取組の在り方みたいなことについて、何か記載を盛り込んでいただけるといいかなと、今、皆様の意見を伺って思いました。

天野委員がお戻りになりましたけれども、今、基本的なところの質問を終わらせて、今後の方向性について御意見を伺っています。資料4に具体的な取組として基本方向1、2、3、4とありまして、まず、1の総合支援体制の充実とか、市町村との関係とか連携とか充実といったことについて、今、御意見を伺っているところでございます。

天野委員、勝島委員、その点について何か御意見あればお話を伺って次のテーマにいきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○永野オブザーバー 民間の被害者支援団体の立場からお話しさせていただきたいのは、視点的に今、国、県、それから市町村とありますけれども、その国が、県が、市町村が、という部分において、その連結、要するに隙間を埋めているのはどこなんだと。市町村が条例に基づいて全ての細かい支援を中長期にわたってできるのかどうか。そういう部分において重要な存在になっているのは、まさしく民間の被害者支援団体だと。そこを抜きにして、この計画においても被害者支援、要するに途切れのない支援、漏れのない支援ができるのかどうかという視点が抜けているのではないかと思います。

警察にしる県にしる国にしる、これはあくまでも危機介入の部分であって、中長期的な部分においては、民間の被害者支援団体でなければそれを担うことができな

い。先ほど勝島委員から中長期的というお言葉がありましたけれども、中長期的な目で見れば被害者支援センター、民間の被害者支援団体がきちんとした今までのノウハウを活用しながら、そしていろいろな連携の仕組みを活用しながらやっていけるのではないかと考えております。

実際に、市町村が条例において生活支援の部分を一から十までできるのか、無理だと思えます。やはり県との間に民間の被害者支援団体が入る、それから直接的に民間の被害者支援団体が市町村とつないでいく。こういったところにおいて、民間の被害者支援団体との連携が非常に重要になってくる。私たちは自分たちが民間の団体だからということではなく、日本全国48の早期援助団体の存在、これは公安委員会の指定を受けて警察と情報の共有ができる組織でございますので、そういったところで、中長期のところでは民間の被害者支援団体との役割分担がすごく大事ではないかと私は思っております。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは時間もございますので、この支援体制、市町村との関係等について御意見があればまた改めて伺うとして、取りあえず基本方向1については一旦終わらせていただきます。

次に、基本方向2の日常生活回復に向けた支援の在り方について、御意見を頂戴したいと思います。

いかがでございましょうか。

○天野委員 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供を方向性として掲げることに賛成でして、冒頭で前回の質問に対する御回答を頂戴して、ありがとうございます。その中で、相談はあるけれども返済できないということで申請に至らなかったということは、やはり給付の必要性がそこにも表れていると思っておりますので、そういった意味でも経済的負担の軽減には力を入れていただきたいと思っております。

また、一時的な住居の提供とかその他の問題に関しましても、需要としては非常に強いところですので、今ある制度で足りるのか、それとも、前回と同じようなこととなりますけれども、需要が本当はないのかどうか、必要性がないのかどうかというところと、使い勝手があまりよくないから使われていないだけなのか、そういったところをより検討して、さらに支援を強化していけたら非常にいいのではないかと考えます。

○太田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。今のご意見は、給付の点と、それから住居支援の充実ということでございましたが。

○伊藤委員 日常生活回復に決めたきめ細かい支援の提供を神奈川県が柱に入れておられるのは、先ほどの話にもありましたけれども、とてもいい方向性だと思います。

細かい話になりますが、この中の項目を見ますと、「心身に受けた影響からの回復」という中に自助グループの紹介ということで、自助グループを挙げておられます。

最近、経験の中から、当事者の方が回復する上で、やはり自助グループが果たす

役割は大きいなと感じております。特に中長期の回復過程においてはですね。

ただ、この自助グループを支えていくことについて、県も考えていただくのがいいのかなと思っております。ここでは、紹介するとともに情報収集の強化を図っていくというのが今後の方向性になっておりますが、県としても、例えば精神保健福祉センターと連携して自助グループ自体を立ち上げるとか、自助グループのみならず、例えばグリーフケアのグループですね、そういうものも、犯罪被害者に特化した形でなくとも何かしら考えて、そういった当事者グループをつくっていく、そしてそれを運営面からも財政面からも支援していくという方向性が1つあってもいいのかなと思っております。

ここでは単に紹介する、あるいは情報収集の強化を図っていくに止まっておりますので、もう少し強化して、こういった当事者の回復を助けるグループを、自助グループなりグリーフケアグループなりの立ち上げとか運営とか、そういった方向についてもご検討いただけるとありがたいかなと思います。

○太田座長 県からこの自助グループに関して、何かそれ以外の働きかけなり支援の例があるのか確認させていただけますでしょうか。

それから、他県ですと被害者支援センター、民間団体が自助グループを積極的に支援していくところもありますけれども、神奈川県の実情についても御紹介いただければと思います。

○永野オブザーバー 当センターでやっておりますのは交通事故の関係の、ジュピターという名前で、今日も集まりが今この時間にやっているところでございますが、民間の被害者支援団体として、先ほど伊藤委員がおっしゃったような形での支援をしていくことは非常に重要でありますし、はっきり言って中長期にわたることで、期間が長くなりますので、民間の被害者支援団体の介入が非常に重要だと思っております。

自助グループの場合は、1つの犯罪に限られた方々の集まりという部分でちょっと特殊なところがございまして、今後、幅を広げていく必要があります。要するに、性犯罪、それからいろいろな犯罪に区分けした部分での自助グループというのは非常に大変だと思いますので、今後、既にあるところとうまく連携していくことも一つの方法ではないか。これを一から立ち上げるのは非常に大変だと聞いておりますので、既にあるところと連携を図りながらやっていくのが一番いいのではないかと私自身は思っております。

今後、当センターとしてもジュピター、交通事故の遺族の方、それから被害者の方には積極的に、事故があった段階でお声がけをしながら、「こういった自助グループがございましてよ」ということを県警と協力、連携しながら被害者の方、遺族の方にお伝えしている。お子さんが交通事故に遭われたご家族のカウンセリングを当センターで行いました。その際に、ジュピターという自助グループがありますよとお伝えしたら、ぜひ1度見学させていただきたいということで、紹介をしたことがありました。

○太田座長 ありがとうございます。

神奈川県の場合はサポートステーションがあって、そこに民間の被害者支援セン

ターが関わってくださっているために、こういった自助グループに対する支援等も行われているということでございますけれども、伊藤委員がおっしゃったのは、さらにそれ以外に県としても何か自助グループに対してサポート、支援ができないかという御提案だと思えます。

○伊藤委員 財政的、人材的にも多分揃っておられると思えますので、県としても考えていただくといいかなと思えます。

確かに当事者の方たちが独自につくったり、活動しているところも最近増えていますがけれども、実情を伺うと、やはり運営面や財政面で厳しかったりする。だから、そういうところで信用のおけるグループを育てていく、地域社会として育てていくというのはすごく当事者の方の被害回復に役立つので。地域社会で育てていくとなると、やはりそこに自治体が絡んでほしいかなと思っております。

自助グループについては、神奈川県にも多分いろいろなグループが立ち上がろうとしていたり、すでにあるかもしれませんが、そこを調べていただいて、こういうグループだったら自治体も応援できるという形にしていくと、迷ったり途方に暮れたりしている当事者の方も安心して参加できる、そんなよさがあると思えます。

自助グループと地域社会の支えについては私も現在いろいろ考えている最中でして、ちょっとまとまりのない話をしておりますけれども、具体的に御検討いただけたらと思っております。

○太田座長 ありがとうございます。

自助グループも、事務局の費用がかかっています。いろいろなイベントをするとき等にも予算が必要で、一般の方が政府系のいろいろな補助金を取るのは非常に難しいので、やはりそういうサポート等を自治体なりが支援していくことは、多分大きな一つの役割になるかなと思えます。

こうした自助グループの支援も多分、今後の方向性について少し内容が薄くなっているのでは、そういうところも少し充実して書き込んでいただくといいのではないかと、皆さんの意見を伺って思いました。

○永野オブザーバー 財政面、予算面のことでちょっと実情をお知らせしておきますと、実際に被害者支援センターとして、ある民間の組織からの助成、これも金額的にはそんなに多額ではございません。その中において運営しているということで、非常に運営は大変です。ですから、ある程度県なり市町村なりから助成を頂ければそういった形で数も増やせますし、それから種類の違った自助グループを立ち上げることも可能になると思えますので、先立つものが云々という話になっては申し訳ないんですが、やはりそれが現実、実情でございますので、ぜひとも公的な資金の投入もお願いしたいというのが現場に携わっている者の意見でございます。

○太田座長 自助グループに対して、実は法務省の関連団体も助成金等の制度を持っているんですけれども、恐らくほとんど知られていないと思うんですね。そういう情報提供も自治体等がきちんとやっていければいいかと思えます。

それから、伊藤委員からグリーフケアの話が出ていましたけれども、勝島委員、こういった自助グループに対する支援の一環として、カウンセリングなりグリーフケアなり、そういったことに対して何か御知見なり御経験があればお伺いしたいと

思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○勝島委員 全国的にグリーンケア研究会みたいなものがありますけれども、私はそれに参加してなくて、横浜市内の在宅医療をやっている看護師さんたちは参加したりしていますので、今後、必要があればそういったところに御紹介、つなげていくことはできるかと思えます。

グリーンケアといってもいろいろ幅が広いですので、必ずしも被害者だけに特化できるかどうか、非常に難しいところではありますけれども、そういう団体がいろいろあることはありますし、研究会もありますので、今後検討していきます。

○太田座長 ありがとうございます。

ほかに、日常生活における様々な支援について御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊委員 私、被害者が創る条例研究会を立ち上げて活動しているんですけれども、そこでいろいろ話を聞く中で、やはり被害者支援というのは、いわゆる被害者が自分が住んでいるまちで支援を受けられることが大原則。それにさらに4つの原則があって、迅速、公平、無償、使いやすい制度、これが必要だということです。

警察の方に話を聞くと、「個人情報に関係があるので被害者情報はなかなか流せないんだよ」という話もよく聞くんですよ。ところが、ある被害者の方の話を聞いたら、事情聴取で警察に呼ばれて、警察で話しているうちに相当時間がたって、そうしたら弁護士の方が「私が担当になりましたから」ということで声をかけてきた。それが非常に心強かったということで、やはり事件直後のマスコミ対応だとかそういうものを考えると、弁護士の果たす役割は非常に大きいと思うんですよ。

そういう意味では、個人情報云々は別としても、被害者にとって有益なというか、プラスになることであれば別に個人情報を漏らしても、弁護士さんにも守秘義務がありますので、その辺は全く問題ないと思うんですよ。ですから、警察としても個人情報だから知らせないということにあまり囚われないで、柔軟な対応をしていただければいいのかと思います。

○太田座長 この点について、天野委員から何かございますか。神奈川県でも弁護士による法律相談をやっておりますけれども、今後、改善の必要があるようなこと、何かお感じになっていることがあったらお願いいたします。

○天野委員 被害者の情報は同意をいただければ大丈夫なのですが、加害者の情報がなかったりすることも若干あって、法律相談に入るときには利益相反でどうしても担当させられないこともあるので、利益相反が問題になるために加害者情報がないと配点がなかなか難しいというところで、県にはかなりお骨折りいただいて、県と県警のほうでいろいろと調整していただいて、今はスムーズに配点できるようになっているので、そこは1つクリアできたのかなと思います。

○太田座長 それ以外にも何か、法律相談でもうちょっと神奈川県で改善ないしは充実したほうが良いといった御意見があればお願いいたします。神奈川県で弁護士による被害者支援の事業の中で、何か今後充実させたほうが良いというものがあればお願いいたします。

○天野委員 今のところはさほど不都合は感じていなくて、確かに事案によって、

資料2の14ページに「2回まで県が相談料を県が負担するしくみ」とは書いてあって、実際2回まで負担してくださることはなっているんですけども、現実問題として2回やると嫌がられるところが若干あるので——嫌がられるというか、何というんでしょうね、なるべく1回で済ませてもらいたいみたいな。それはもちろん予算の問題もあるんでしょうが、それはそれとして、本当に必要なケースのときにはもちろん2回行って、それもお支払いはいただいているんですけども、その辺のところが、何というんでしょうか、これは弁護士から、もう少し、本当に迷っている被害者の方もどうしてもいらっしゃるので、そういうニーズに合うような形で進められたらいいかなとは思っています。

ただ、それも柔軟に対応はしていただいているので、そこまでの、何かここを変えてほしいというようなこともなく、今のところは大きな問題はないのかなという認識であります。

○太田座長 嫌がるのは、県が嫌がるということですか。2回やるとお金がかかるので、1回でまとめろということですか。

○天野委員 一番最初は、2回やって特に何も言われることはなかったんですけども。ただ、弁護士側も、もしかすると委任契約をするだけのときに2回の申請をしたりする弁護士がいたかもしれないんですよ。それは確かにちょっと相談ではないので、それはそうだなというところはある。

ただ、事案によってはやはりもう一回必要な場合……、被害者の方と親の意向であるとか、どうしてももう一回必要なケースがないわけではないので。ただ、そういうときに、そういう必要があると言えばもちろんお支払いはいただいているので、払わないぞと言われていたわけではないんですけども、一番最初「2回まで出せるようになりました」といったときよりは、何というんでしょうか、工夫が必要な。

○太田座長 県のほうで何か覚えはありますでしょうか。特に予算が足りないというわけではないんですか。

○佐々木副主幹 佐々木と申します。法律相談についてお答えいたします。

予算上、今のところ間に合っております。

予算の執行状況を見ながら実施している最中ですが、法律相談の回数について、原則2回という規定は確かにございます。ただ、今、天野委員がおっしゃったとおり柔軟に対応しております。被害者の方も突然のことなので、どうしても1回で全てのことを理解することはなかなか難しいと思います。そういった場合において、支援することが妥当と認められれば、法律相談2回まで実施という規定になっておりますので、積極的に支援する方向で動いております。

ただ、個別具体的な事例を挙げることはなかなか難しいんですが、やはり公費ですので、どうしても妥当性に欠けるという場合については1回だけで終わってしまう場合も、確かに実情としてはあり得えます。

○太田座長 ただ、これは今、国でも危機介入として、被害直後からの被害者支援弁護士の制度について来年度に向けて検討を進めておりますので、これができた場合には公費で被害者支援の弁護士の制度ができます。そうすると、県の仕組みはそれを補うようなものになっていくので、より手厚くなるという感じになるろうかと思

います。国のほうの制度の充実も併せて考えていく必要があるかなとは思っています。

○永野オブザーバー 1つ実例がございますので、お話しさせていただきます。

被疑者のほうに当番弁護士、当然そういった制度がございます。被害者についても、やはり被害の段階で警察に行くときに弁護士さんについていていただくのがベストではないか。そうすると、今、座長がおっしゃったように、国の制度として当然国費でこれは賄うべきだと私も思っております。

実際に現場でいろいろな相談に携わる者として、電話を受けた段階において、こういった事案がありました。細かい内容は申し上げられませんが、性犯罪、痴漢だと思いますが、警察に明日行きたいんですけども、非常に心配で、弁護士さんについていていただけないかという話がありました。ある弁護士さんに相談して、もう呼び出しが翌日だったものですから、その前日に電話があって翌日に、ある警察署の玄関で待ち合わせる。当然面識がございませんので、「こういった服装で行く、私のほうは黒のバッグを持っています」といったことで初めてそこでお会いした。そうしたら被害者の方は非常に安心されて、非常によかったというケースがございます。被害者の方が被害申告に警察に行く、それからいろいろな段階で初めて行かれるときには、法律の専門家の方にきちんとついていていただく。それは多分、手弁当でやっていただいた。

もう手弁当の時代ではございませんので、やはり公費で、特に国費できちんとその制度を確立していただくことで被害者支援が一步でも二歩でも前に進むと私は思っておりますので、現場の人間としては、ぜひこれはやっていただきたいと考えております。

○太田座長 ありがとうございます。

弁護士さん個人の手弁当でもいけませんし、今、日弁連の手弁当でやっていますが、政府の推進会議の決定で、弁護士の支援体制を充実させていくことになっていきますので、近い将来、制度が充実していくことは十分期待できるのではないかと思っておりますし、この県の取組も、それを補う形でさらに充実した内容になるかと思えます。

生活支援について、いかがでございましょうか。

もしなければ私から1点お願いしたいのは、今回県がつくっていただいた方向性については、現在あるものの運用の充実ということが大きいんですけども、私は、新しい制度をいくつかつくっていただく必要があるのかなと思っております。

前にもちょっとお話ししたかと思えますけれども、最近でも、殺人事件で御両親のお一人が亡くなられたために、最終的にお子様が進学を諦めたというケースを間接的に聞く機会がありました。御遺族の生活がままならなくなってもいけないんですけども、子どもには絶対その影響は出てはいけないと私は思います。

私も外部の奨学金等に関わったりしていますけれども、なかなか要件が厳しかったりということ、しかも競争が激しいということもあります。また、国の制度として新たな奨学金をつくるのはなかなか難しいと思わざるを得ないので、やはり県、自治体でそういった被害者の家族としての児童に対する奨学金制度、特に高校、大学ですね。かなり教育費もかかりますので、こういった特定の細目に対する経済的

な助成の制度をぜひともつくっていただきたいと思います。親が亡くなるという本当に大変な被害を受けても、子どもの未来を絶対閉ざさないようにするという意味でもこういった奨学金制度といったものをつくる必要性は高いのではないかと思います。

それ以外にも、これは弁護士の業務にも関わってまいりますけれども、犯罪者に対する損害賠償請求権が時効で消滅してしまうことを防ぐために御遺族の方は何回も訴訟提起しなければいけない、そのたびに費用がかかります。単にお金の問題だけではなく精神的な疲労感といいますか、犯罪者が損害賠償をほとんど払わないためにずっとそれに対して請求を続けていかなければいけない、そのためには何度も何度も、請求権を維持するために10年ごとに提訴しなければいけない、そのたびに費用がかかるという精神的な疲労感といいますか、徒労感といいますか、そういったものを解消するためにも躊躇なくそういった手続ができるように経済的な支援をする必要があるかと思えます。

どこまで一遍にできるかは別としても、私の優先順位としては子どもが絶対優先なので、奨学金を含めて、その後、こういった損害賠償を実行化させるための手当てとしての経済的な支援とか、転居費用とかこういった助成金が導入できればと思います。名目のない支援金を支給するよりも、こういう特定の細目ごとの助成金にすれば、被害者の方にどういうニーズがあるのかによって、場合によっては非常に高額な支援もできます。単なる見舞金だと適切な額の設定ができないですが、こういう助成金ですと、こういうニーズがあるんだからこういう支援ができるということで、ある意味では高額な支援もできることになりますので、一度に高望みはできないんですけれども、まず今回のこの見直しで一步前進していただければとは思っております。

経済的支援について、ほかに何かありますか。いかがでしょうか。

○天野委員 まさにおっしゃるとおり、奨学金の話は大賛成です。

もう一つ、再提訴の話ですけれども、本当に収入印紙代がばかにならなくて、特に被害が大きくなればなるほど請求額が大きくなります。それに対して、再提訴をするたびに国に納める費用が何十万とかかかっていくと、それこそ実際にはそんなに回収見込みがないのに、それだけのものをかけるのかとなってくる。ただ、御遺族としては、それを半分とか一部にしてしまうことに対する精神的な葛藤が非常にあるものですから、せめて収入印紙代等についてはぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

この間、今年12月1日から新しい刑事収容施設法と更生保護法が施行されることになりまして、これからは、刑務所の中にいる段階から被害者への損害賠償も含めた具体的な指導をしなければいけないことになります。そうすると、高額な損害賠償が発生するような事案というのは死亡事件ですので、犯罪者の刑期が長い。受刑者が10年20年30年、無期だと大体今、30数年から50年ほど刑務所に入りますけれども、その間に損害賠償請求権が消滅してしまうとなると、結局その指導も無意味になってしまう。せっかく損害賠償を払うために、これからどこまで法務省が本気で

やるか分かりませんが、法律はそのようになりましたので、それを支えていくためには債務名義という、損害賠償請求権の存在を証明するものが必要で、それが消滅してしまうとなるとまずいことになります。そういった点でも、被害者がそのためにまた弁護士さんを雇って、その費用もかかる、損害賠償額に応じた非常に高額な収入印紙代がかかりますので、こういったものをカバーできるような支援ができればと思っております。

ほかにも、私はいろいろな細目も考えられると思いますが、その全てを一遍にやれというのはちょっと難しいんですけれども、今の2点については優先的に考えていく必要があるのではないかと思っております。

○伊藤委員 今の件でちょっと思い出したことがあるんですが、私もつい最近、娘さんを殺害されたお父さんのお話を聞く機会があって、1人の娘さんが殺されて犯人は今、受刑中なわけですけれども、お父さんの気持ちとしては、損害賠償を起こしたい。それで、1億円とおっしゃったか——の額でやっている。御遺族の気持ちとしては、犯人に忘れてほしくないということなんですよ。自分の娘を殺したことを。だから、1億円なんて当然もらえないけれども、とにかく形としてそれをやっているということを盛んにおっしゃっていて、でも、やはり10年で切れてしまうからまた民事訴訟を起こす。その額が30万円以上になりますと具体的におっしゃっていました。でも、そのお父様の気持ちはすごく強いものがあるんだというのが分かって、私はそれを伺いながら、そういう経済的な支援というんですか、収入印紙代とさっきおっしゃったけれども、それは自治体が関わることによって減らしたりできるんですか。

○太田座長 国の制度なので、それは変えられないんですけれども、その分を補填するような助成金の制度ということですよ。

○伊藤委員 そうですよ、国の制度なわけですよ。

○太田座長 今の重傷病給付金みたいに、保険の実費を払いますよね。それに代わるものを給付していく、ああいう感じになろうかと思えます。

○伊藤委員 それを被害者支援の中でどう位置づけるか。全ての遺族の方がそれを望んだとしたらものすごい額になっていくわけでしょうし、難しいけれども、大卒の被害者支援ということで、遺族の回復という視点から考えた場合、やはりその辺のことも酌んで精神的な面を含めて何かできるといいのかなと思えました。

民事訴訟などには素人なので、余計なことでしたらすみません。

○太田座長 そのとおりだと思います。

○天野委員 そうなるといいなと思えます。

○太田座長 殺人を念頭に言いましたけれども、性犯罪の場合でも損害賠償が重要でありまして、重大な性犯罪の被害を受けた後に仕事ができなくなる、心理カウンセリング費用がかかったりして、経済的にもかなり苦労されている方が多い。最近、性犯罪被害者に対するカウンセリング等の認知が高まったのはいいんですけれども、逆に経済的支援がおろそかになっている面があります。損害賠償命令制度が2007年にできましたけれども、これは性犯罪の被害者がかなり利用されていて、かなり高額な損害賠償が裁判所によって認められています。

しかし、先日、ある女性の弁護士さんから、重大な性犯罪被害を受けた女性から相談を受けて損害賠償を請求しようと思ったけれども、刑期が10年を超えているために、今、1回提訴をしても受刑中に請求権が切れてしまうので、結局提訴を諦めたと言っておりました。

そういうことがないように、少なくとも経済的には躊躇せずに提訴できるように助成金の制度を整備しておくのは自治体の役割として重要です。国の制度として補助金の制度を作るのは、裁判費用を取っておいて同じように国が出していたら結局免除しているのも同じではないかみたいな話になってくるので、こういったこともなかなか国ではできない仕組みの部分だと思いますから、こういったものは自治体固有の仕組みとして意味があることではないかと思っておりますので、これもあまり支給範囲を狭くしないで、殺人とか傷害致死の御遺族だけではない範囲でこういった給付を認めるような仕組みが必要なのではないかと思っております。

特にこの点についてなければ、また後で補っていただくとして、次に、基本方向3と4、県民や事業者の理解の促進と人材の育成を併せて、この中で御意見や確認したいことがあればお伺いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

パブリックコメントの中でも少しこれに関わるようなことが出ていたかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

先ほどの市町村を巻き込んだ広報ということも、ここの領域として1つ関わってくるかと思っておりますけれども、それ以外について何かございましょうか。

パブリックコメントでは、SNSを活用すべしという意見がかなり出ておりましたね。今、学生などもメールさえしない時代になってきておρισまして、ほとんどSNSで交流しているので、特に若い人のニーズ等を考えると、SNSでの情報発信ということも考えられるのかもしれない。

広報、教育、人材育成、こういったことについて何か御意見ございましょうか。

時間を埋めるためにはございませぬけれども、勝島委員、以前ほかの会議で医学生に対する教育が問題になっておりましたけれども、医学部の講義ではこういった被害者のことが全く出てこないという話でございませぬけれども、いかがでございましょうか。神奈川県も大学が幾つもあり、医学部も抱えておρισするので。

○勝島委員 私は大学関係者ではございませぬので、その辺は何とも申し上げにくいところですが、まずどちらかの大学から試験的に始めるとか、どこか御協力いただける大学があれば、例えば慶應大学あたりの御協力をいただいて試験的にやってみるとか。「慶應大学でもやっている」とか「どこかで始めた」となると、そこから広がっていくのかなという感じもします。

○太田座長 振ったつもりが逆に振られてしまいましたけれども、慶應義塾では性犯罪被害の予防と、を受けた場合にどう対応すればいいかについてはガイダンスをやったり、案内カードを作ったりしています。

特に医学生については、性犯罪被害者とか犯罪被害者、虐待の被害者等に治療の段階で接することがあるので、被害者支援の教育も重要なこととお聞きした次第でございませぬ。

○勝島委員 あとは横浜市関連で、横浜市大あたりでしょうかね。県とかほかの市は医学部を持っていませんので、やれるとしたら市大あたりに何らかの形でアプローチして、ちょっと試みていただくというところでしょうか。

○太田座長 警察や被害者支援センターは小学校、中学校、それから高校までいろいろ被害者支援の教育ということでやっていただいていますけれども、大学も入っておりますか。小・中・高はかなり積極的にやっていただいているとは伺っていますけれども。

○永野オブザーバー 県警から委託を受けて、対象となるのは中学生、高校生で、大学から話があればセンター独自でやります。小学校高学年にも絶対これはやるべきだと思っております。

実際に、コロナ禍のときに2年間中止になったんですけれども、センター独自にやってきた部分がございますので、この施策は非常に重要だと思っております。

やはり大学生にとっても、いくら18歳、19歳が成人といっても、まだ社会的にはその域に達していないといったところも感じられますので、いろいろな面で、中学生、高校生だけではなく小学校の高学年、それから大学1年生、2年生あたりにはぜひとも、大学から要請があれば喜んでうちの講師を派遣させていただきたいと思っております。

神奈川県は大学が非常に多くございますので、入学当初、カリキュラムの関係でなかなか難しいと思うんですけれども、今後、そういったことでもちょっと幅を広げていきたい、今、そのように考えております。

○太田座長 ありがとうございます。

小学生については警察のほうでも、いのちの教育とかいろいろな形でやっていただいておりますよね。さらにそれを充実させていくことは必要かと思えます。

ほかに、いかがでしょうか。一般の方への啓蒙、普及など。

○天野委員 ちょっとずれるかもしれませんが、やはり小さい子になってくると何が被害なのか、こういうことをしたり、されたりしたらそれが被害に当たるんだということを、命とか、死んでしまうとなってくると分かるかもしれませんが、それこそ性犯罪等であるとどこからどう被害なのかということが分からない子も結構いるのではないかと思いますので、そういった意味で、犯罪被害全体、支援もそうだし犯罪被害者の理解もそうですけれども、被害そのものについての教育も必要なのかなと思っております。

○伊藤委員 ちょうど私も天野委員と同じことを考えていて、こちらの話からいきますと、犯罪被害者等を支える人材の育成をここに入れておられるのは大変いいことだと思っております。神奈川県は進んでいるなという印象を持ちました。こういう研修内容ですね。ボランティアの育成にしても進んでいるなと思っておりますので、まさにこの点、もっと推進していただきたいと思います。

実は私も性被害に遭われた方にインタビューをする中で気付いたのは、小学校の低学年で被害に遭われた人たちは、相談できなかつた。何を誰にどう話せばいいのか分からなかつた、それで結局自分の中に押し込めていて、年月がたった後「あ、あれは性被害だったんだ」と分かって、でも、ずっとその被害の影響を引きずって

おられたという方が結構いらして、だったら小さい子に対してどういうサポート、どうしたら相談してもらえるようになるのかなとずっと考えております。

ここに子ども・若者などへの性被害に的確に対応できる人材の育成というのが入っていて、的確に対応できる人材を育てるのはいいことなんだけれども、具体的にどうやったらそれができるかをずっと考えておりました、今回、神奈川県でこういうことに乗り出す、特に性被害に焦点を当てて取り組むことも考えておられるんですしたら、具体的に、フォーカスグループインタビューというのがあるんですけども、例えば小学校低学年の子どもたちに集まってもらって、気軽というか言いやすい雰囲気をつくった上で、「こういう被害に遭ったら誰に、どう相談できるかな」「相談したいと思う？」とか聞いていって、そこから何となく……。

だから、まさに当事者から聞いてみて、どういう体制——と言うと堅苦しいですけども、どうしたら子どもたちの側から言えたり相談できるのかを具体的にしっかり把握して、こういう人材育成を考えたらいいのではないかと考えています。非常に難しいわけですよ。小さいお子さんたちに対して、被害に遭ったことをどう伝えるかを教えるかが、まずスタートになると思うんですよ。きっといろいろな方法があると思うんですね。それこそ発達心理学とか子どものいろいろなことに詳しい先生方がおられるので、もうちょっと具体的にこの辺を考えていただけたらいいなど。「こういう人材を育成したらいいよ」「頑張るよ」ではなく、子どもの声をすくい上げてというのをちょっと考えていますので、神奈川モデルとして何か考えていただけたらありがたいなと思っております。

○太田座長 ありがとうございます。

小・中学校は基本的に市になると思いますけれども、川崎とか茅ヶ崎で何か取組や、お聞きになったことはございますか。今、学校の先生がとにかく大変なので、これ以上負担をかけると先生が倒れてしまうという問題もあると思いますけれども。県だと、やはり高校になるんでしょうか。

○橋本主任主事 そうですね。新しい計画へ位置づける取組については現在調整中ですけども、例えば加害者、被害者、傍観者のいずれにもならない生命の安全教育等は、ぜひ新しい計画に位置づけたいと所管課と調整しているところです。

また、今年の8月、9月は「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」となっております、本日の検討委員会に公開が間に合わずに恐縮ですけども、今、「かならいん」のホームページにも、どういうものが性被害なのか等を記載した子ども向けのページを作成しているところです。保護者の方や周囲の大人の方が、被害に気づきにくい子どもたちに対してどのように接したらいいかなどを記載したページもあわせて作成中です。神奈川県の子どもの向けページは小学生高学年向けということで作っておりますが、国から「この年代の子にはこういう表現を」というのが示されておりますので、そちらに準じて作成し、県教育委員会に内容を確認いただいているところです。ぜひ第3回検討委員会までには公開できるよう間に合わせたいと思っています。

人材育成の部分とは少しずれるかもしれませんが、今、神奈川県の広報媒体として作成しております犯罪被害者等支援施策に係る啓発ポスターなどに「かな

らいん」、サポートステーションともに相談先を掲載しております。このポスターについて、昨年度までは教育機関については中学校以上しか配っていなかったのですけれども、今年度は小学校にも配付する予定です。また、「かならいん」のカードについても配布先を大学以外の教育機関へも広げていきたいと考えております。また、X（旧Twitter）とLINEを使ったSNS広告も今年実施しております。その中で、各SNSで設定できる年代がちょっと違うんですけれども、未成年に特化して子ども向けの表現を用いた広告を出すなど、子どもに対する周知・啓発について少しずつ取り組んでいるところであり、第4期計画でより重点的に取り組んでいきたいと考えているところです。

○太田座長 オンラインで参加されている山本委員、すみません、御紹介が遅くなりましたけれども、御意見をお願いいたします。

○山本委員 遅れての参加になり、すみませんでした。

途中からなので、ずれていたらすみません。

人材育成についてですけれども、それは神奈川の犯罪被害者支援、性暴力・性犯罪被害者支援に特化したというか、専門的な人材育成ということでの意見でもよろしいですか。

○太田座長 はい。お願いいたします。

○山本委員 先ほど伊藤委員たちからあった子どもたちが性被害を訴えられるような環境づくり、制度を目指すべきというのは、本当にそのとおりだと思っています。一方、文部科学省が進める生命の安全教育というのも今年度から始まっております。ただ、国際セクシャリティ教育ガイダンスの包括的性教育の8つのキーコンセプトの中でも、性暴力部分の2分野しかしていないような状況でありますので、性教育については拡充が必要だと考えているところです。

ただ、こちらはより専門的な被害者支援に携わるような人材育成の話になるのかなと思いますので、そこで、この性犯罪等犯罪被害者支援に特化した教育をどのように進めていけるのかという話なのかということと、私は性暴力、性犯罪の被害者支援について言いますけれども、今後、それに対応できるより専門的な支援員等、看護師とか医療職の育成のところまで踏み込んでプランを考えているのかお伺いしたいというか、どちらかというところ、そういう専門的な人材育成を目指すことが必要なのかなと思いますので、ご意見と、どういう状況なのかお伺いできればと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

性暴力に対する支援の人材育成がどういう状況については、いかがでしょうか。

○佐藤主幹 専門的な人材育成ですけれども、SANEについては現在、基幹病院で県費で養成しております、今年度は3名ですけれども、昨年度までで11名養成しているところです。

○山本委員 ありがとうございます。

SANEを養成されているのは非常に素晴らしいことで、1つの病院なのか、それとも各地の診療所、クリニックなどで連携しながら対応していくことになるのかは分からないんですけれども、SANEとか医療職の性暴力・性犯罪対応者と、そ

れ以外の司法的なアドバイスというか、司法について助言できるような支援員などとの連携も必要かなと思いますので、SANEについては活躍の場をどのように広げていくのかについてお伺いできればと思います。

○小林参事監 まず、SANEについては、現状は1つの病院、これはいわゆる証拠採取を行う病院に重点的に配置するということで、養成したSANEについてはこちらに配置しています。——というよりも、そこの病院の人に研修を受けてもらっているという表現が正しいかと思います。

ただ、今後、県としては、この病院だけではなく県内のほかの病院についても募集を行って、希望者についてはSANEを産婦人科に配置していくということで、育成を行うということで考えております。

○山本委員 ありがとうございます。

拠点をもっと広げていくということで、スムーズな計画を立てられているということで、とてもよいと思います。

○太田座長 だんだん時間も近づいてまいりましたが、ほかに何かございますでしょうか。

私から1点ですけれども、県の場合、特に神奈川県の場合にはサポートステーションもありますので、そんなに必要ではないかと思うんですけれども、私、何年前ですか、かなり昔にある自治体で犯罪被害者支援条例をつくったときに、担当になった方が条例が施行された後に孤軍奮闘されておられました。知識ゼロから始めて、自分が今、やっている対応が果たしていいのかどうかも全く分からなくて、もう本当に大変だったという話を聞いたことがあるのですけれども、今後、市町村に広めていくとなると、恐らく兼任にはなりますけれども、被害者支援を担当される人をスーパーバイズするような人が必要ではないかと思っています。

その人の業務が適切であるかどうかだけではなく、いろいろサポートしたり助言をしたり、そういう存在が必要で、それは県のいろいろな経験を持っている人がやるべきなのか、それとも市町村で先行的にやっている方がメンターみたいな形でサポートに行けるようなものをつくるのか、いろいろなやり方があると思うんですけれども、何かそういう形で、市町村に広げるためにはそこでの人材を研修という形で、それは県でやったり被害者支援センターでやったりすることが考えられるんですけれども、ただ、最初の研修だけではなく、始まった後もやはりある程度そういう人をサポートしていかないと、非常に苦労されて、場合によっては燃え尽き症候群みたいなことになってしまっても困るので、何かそういう人をサポートできるような、人材を育てるためのメンターみたいな仕組みがあってもいいのかなと思っています。

神奈川県は被害者支援で先行していろいろなことをやっておりますし、環境的にも恵まれているので、そういうものをつくれる一つの環境は整っているのではないかと思いますので、将来の課題として御検討いただければと思います。誰が担当するかは、多分いろいろなアイデアがあろうかと思っています。分野ごとに、例えば法律については弁護士の先生がコメントしに行くとか、医療についてはお医者さんが行かれるとか、健康については保健師さんが行かれるとかいろいろな、特定の人だけ

でもなくともいいと思うんですけれども、何かそういう、被害者支援を市町村で担当される人のケアといいますか、そういう人が負担なく被害者支援に関わって適切な業務ができるような仕組みも必要ではないかと思う次第です。

たしかパブリックコメントの中にそういう意見があったように思います。それで私、久しぶりに思い出したんですけれども。

○伊藤委員 ありました。14と20。

○太田座長 そうですね、支援アドバイザー。あと20、コンサルテーションとかスーパービジョンとかありますね。海外だとメンターみたいな言い方をしたりしますけれども、やはりこういう存在があってもいいのかなと思います。

市で始めるときは多分相当苦労されていると思いますが、いかがでしょうか。

○押切委員 現在、茅ヶ崎市においても、支援制度がありますが専門の相談員はいない状態で行っております。一般の事務職員が兼務で行っております。人事異動もありますので担当職員も変わっていきます。人材育成は大事に考えていますが、難しい場面もあります。人材育成では、県からアドバイスをいただき、条例未制定の市町村とはスキームから関わっていただき条例制定に結びつけていただければいいのではないかと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

お医者さんでもインターンになって、最初は指導医からいろいろな指導を受けたりしてだんだん一人前になっていくわけでありますので、被害者支援の方も日々負担がある中でやっている中で、自分がやっていることが適切なのだという自信を持つためにも、そういったケアが必要ではないかと思います。指導といいますか、メンターが必要ではないかと思います。

○天野委員 横浜市には神奈川県弁護士会からコンサルテーション事業の候補者を推薦しています。私たちも各自治体を「条例の制定どうですか」と回るときに、やはり「コンサルテーション等が必要であれば、もちろんやりますし」みたいな話もしているので、そういうふうに広げていけたら。

特に小さい自治体では、人が少ないから——たまに電話がかかってきたりもするんですね。たまにであれば弁護士も、それこそ手弁当であれですけれども、何時間も拘束されるようになってくると、それは制度としてきちんとやっていただいたほうが双方にとっていいのかなと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

今、思ったんですけれども、そういう人によるケアもいいでしょうし、相談員が相談できるようなサイトか何かがある県にあってもいいのではないのでしょうか。ちょっと落ち込むと「これはこうですよ」みたいな、昔の言い方だと掲示板ですかね。何かそういう、自分も気軽に相談できるサイトがあると助かるのではないかなと思います。

まだ御意見あるかと思いますが、今日予定している時間にだんだん近づいてまいりましたので、もしこれ以外に御意見とか御質問がありましたら、事務局に御連絡をいただきたいと思っています。これから年度内に3回ですか、予定されておりますけれども、2回先にはある程度計画素案に向けた検討を具体的に行う必要が

あります。次回までにそういった御意見をいただければ最初の試案に盛り込むことも可能になってまいりますので、ぜひ事務局に御連絡いただければと思います。

次回は骨格案をお示しして、条例についても改めて御審議いただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日のところはこれぐらいでよろしいでしょうか。これ以外のことで、何か発言しておきたいことがあればお願いいたします。よろしいですか。

事務局から、これ以外に何か予定していることはありましたでしょうか。

○高見副課長 特にございませぬ。

○太田座長 それでは、最後に次回の開催日について、事務局から調整させていただきましたとおり10月11日水曜日、時間は本日と同じ13時から、場所はかながわ県民センターでの開催となります。

○五十嵐主幹 第1回検討委員会と同じお部屋になります。

○太田座長 横浜駅のところですね。その12階の第1会議室となっております。後日、事務局から正式に開催通知が送られますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで議題を終了したいと思います。議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

午後3時00分 閉会